

モバイル市場の公正競争促進に関する検討会 第4回会合事務局説明資料

平成30年1月
総合通信基盤局

MVNOの契約帯域幅とユーザ数について

- データ役務の提供に係る契約帯域幅及びそのユーザ数の関係として、これまでヒアリングを行ってきたMVNO、UQ mobile を含むMVNO 10社※¹から情報提供のあったものは以下のとおり。
- 1ユーザ当たり契約帯域幅について、UQ mobileは他社に比べ約 倍となっている。



(H29.9末時点)

	UQ mobile	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社
1ユーザ当たり契約帯域幅※ ² (kbps/ユーザ数)										

※1 一のMVNOが複数のMNOからネットワークの提供を受けている場合、提供元MNOごとに1社としてカウント。

※2 各事業者から個別に聞き取った契約帯域幅をユーザ数で除したものの。

第三回会合の議論を踏まえた追加質問に対する回答について

【トーンモバイルへの質問】

御社は、他のMVNOに比べるとライトユーザーが多いのではないかと考えています。必要な帯域幅は他社に比べると少なく済むと推察されますが、いかがでしょうか。

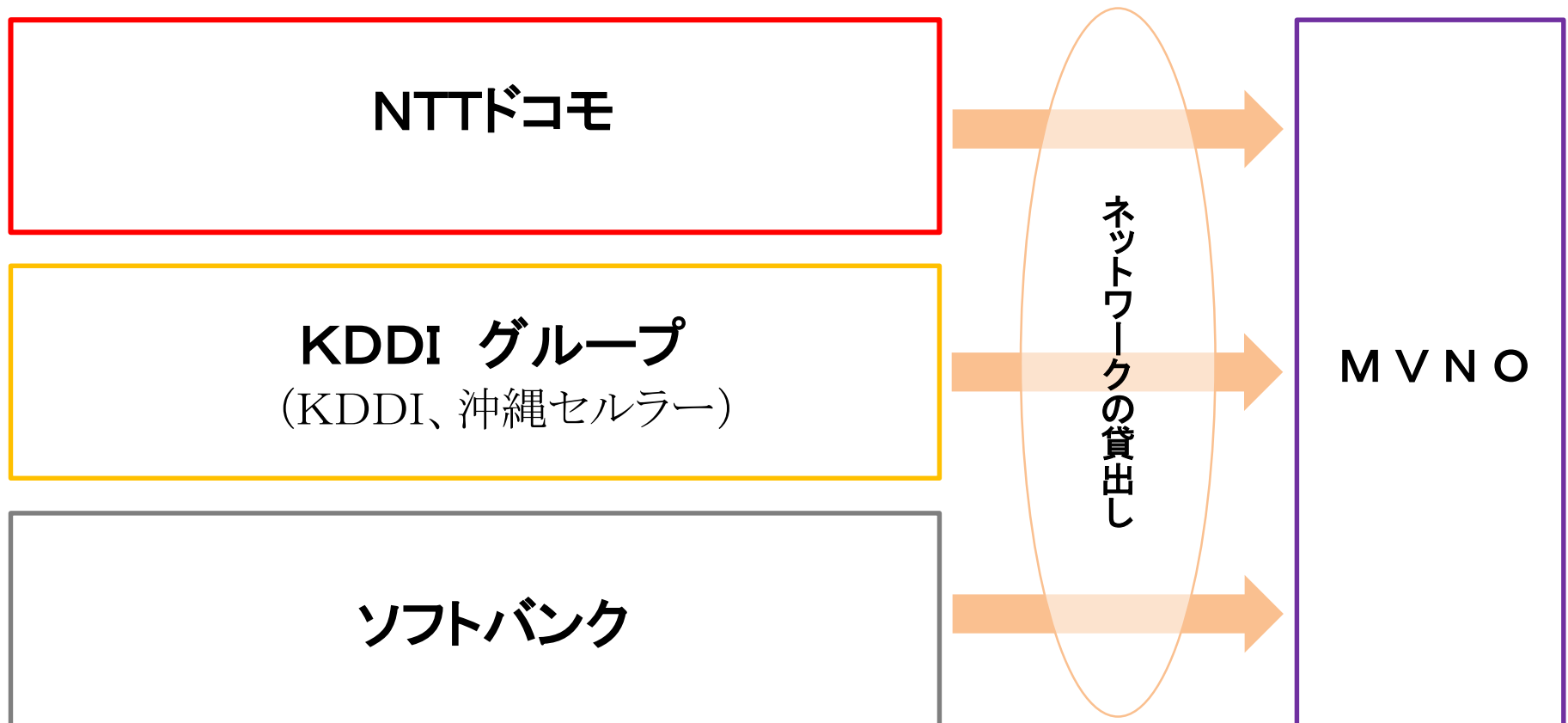
【トーンモバイルからの回答】

子供、シニアが中心であり、両者は生活習慣が異なるために、他社と比べてピークトラフィックを分散させることにより、効率的なトラフィックマネジメントをできている可能性があります。

また、個人毎のトラフィックの利用量に偏りを生む原因である動画閲覧をチケット制にして切り出すことで、利用者負担の原則を守れていることも、効率的なトラフィックマネジメントにつながっていると考えます。

第二種指定電気通信設備制度について

- 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、ルール上、接続約款で定める接続料・接続条件でMVNOにネットワークを貸出さなければならない。
- 総務省に届出のあった卸電気通信役務の業務のうち、帯域幅課金型のデータ通信料金は、接続約款に規定されるデータ接続料と同額となっている。



- 総務省は、一定規模以上の携帯電話ネットワークを第二種指定電気通信設備に指定している。
- 当該設備を有する事業者には、接続料や接続条件を定める接続約款を総務省に届け出るほか、接続会計を整理、公表する等の義務が課せられている。
- 具体的な接続料の算定方法は、電気通信事業法や省令によって規定されており、総務省は届出があった接続約款を検証し、接続料が適正と認められない場合等はその変更を命じることができる。

第二種指定電気通信設備制度（移動系）

電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、
相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力に着目

業務区域ごとに10%超の端末シェアを占める伝送路設備を指定

NTTドコモ（2002年）、沖縄セルラー（2002年）、KDDI（2005年）、ソフトバンク（2012年）の設備を指定

■ 接続約款（接続料・接続条件）の届出義務

■ 接続会計の整理・公表義務

算定・検証の仕組み

算 定

適正原価＋適正利潤を超えない額
(電気通信事業法第34条第3項第2号)

接続料の算定方法
(第二種指定電気通信設備接続料規則)

接
続
料

検 証

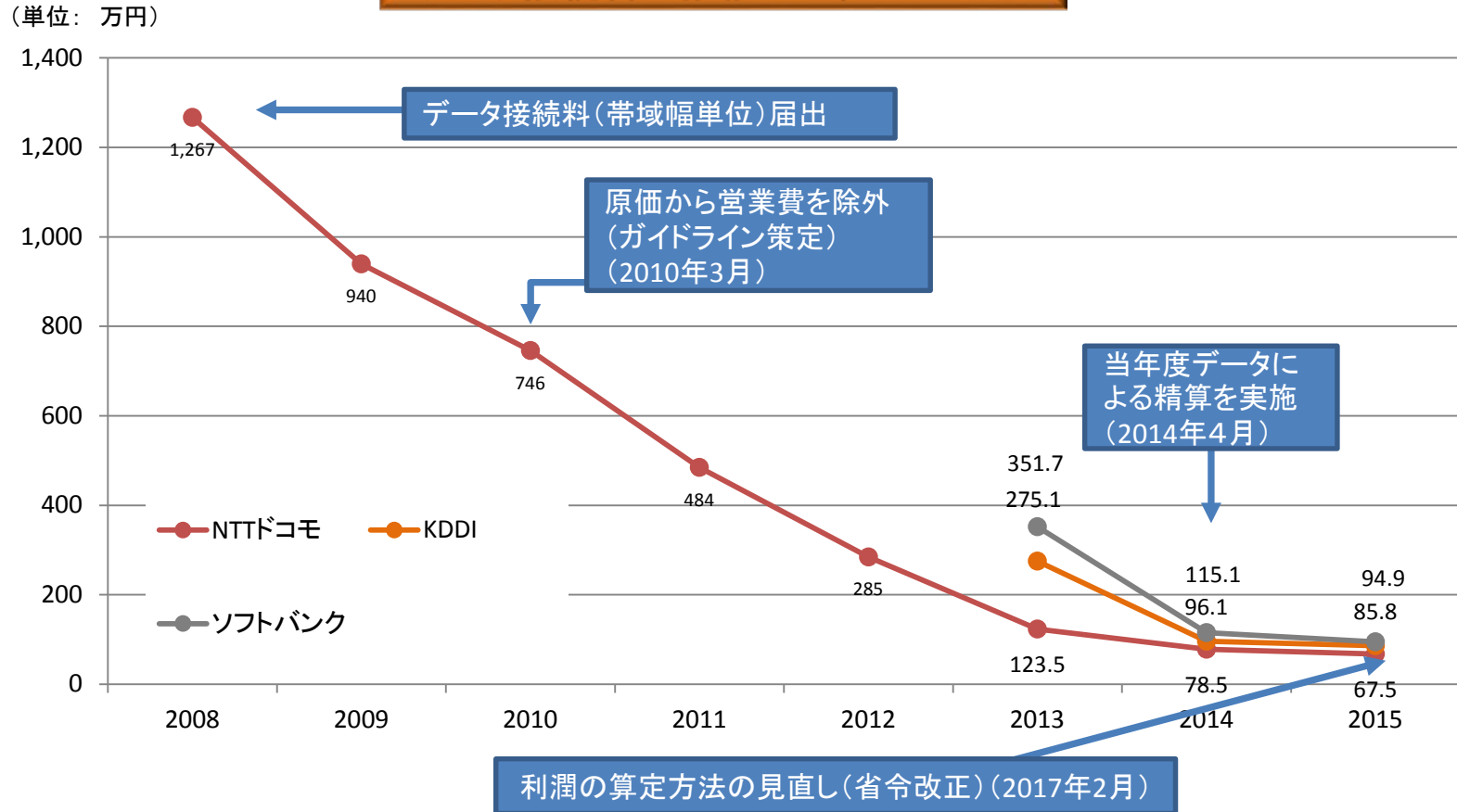
算定根拠の総務大臣への提出
(電気通信事業法施行規則第23条の9の3)

総務大臣による接続約款変更命令
(電気通信事業法第34条第3項)

モバイル接続料の推移

- 最新の見直しは、対前年度比で、データ(2015年度適用)は約11~18%減となった。
- 算定方法を適正化するための省令改正(2017年2月)により、最新の接続料は、従来の算定方法に比べ低廉化。

データ接続料の推移(10Mbps当たり・月額)



○ 各実績年度に基づく接続料は、概ね実績年度の翌年度末に届出がなされ、原則、各実績年度の翌年度期首以降の接続協定に関して遡及精算される。ただし、2013年度以降の実績に基づくデータ接続料は各実績年度の翌年度ではなく、当該年度の期首以降の接続協定に関して遡及精算される。従って、2014年度の接続協定は、最終的に、2013年度実績に基づく音声接続料及び2014年度実績に基づくデータ接続料で精算される。

- モバイル市場は、電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場であることから、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力に着目し第二種指定電気通信設備制度を設けている。
- 電気通信事業者の業務区域における特定移動端末設備のシェア※が10%を超える場合に、総務大臣は、当該事業者の電気通信設備を第二種指定電気通信設備として指定することができる。
※ 前年度末前々年度末の平均。

電気通信事業法 (昭和59年法律第86号)

第三十四条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される**特定移動端末設備**※¹の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

電気通信事業法施行規則 (昭和60年郵政省令第25号)

第二十三条の九の二

2 法第三十四条第一項の総務省令で定める割合は、**十分の一**※²とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。

※1 特定移動端末設備の範囲に、携帯電話端末に加え、BWA端末（WiMAX2+、AXGPに限る）を追加（平成28年5月施行）

※2 指定基準の割合を25%→10%へ変更（平成24年6月）

- 「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」(情報通信審議会答申(平成26年12月))において、第二種指定電気通信設備の指定の範囲について議論され、「携帯電話、BWA等のサービスの様態の同質化を踏まえ、携帯電話に加えBWA等を含め」ることが適当とされた。
- これを踏まえ、総務省は、第二種指定電気通信設備の範囲を見直すこととし、特定移動端末設備の範囲に、携帯電話端末に加え、BWA端末(WiMAX2+、AXGPに限る)を追加することとし、電気通信事業法施行規則の改正を行った(平成28年5月施行)。

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

第四条の四 法第十二条の二第四項第二号二の総務省令で定める移動端末設備(以下「特定移動端末設備」という。)は、次に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

- 一 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第三条第一号に規定する携帯無線通信
- 二 無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものの無線局による無線通信

- 電気通信事業報告規則第3条第2項に基づき、特定移動端末設備※¹と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者は、毎年度経過後、当該伝送路設備の一端と接続される特定移動端末設備の数を総務大臣に報告することとなっている。
- 関係各社より、2016年度末の特定移動端末設備の数について報告を受けたところ、第二種指定電気通信設備に係る特定移動端末設備のシェアについては、次のとおり。

○ 携帯電話事業者及び全国BWA事業者

	特定移動端末数シェア
NTTドコモ※ ²	
KDDI※ ²	
沖縄セルラー※ ²	
ソフトバンク※ ²	
Wireless City Planning	
UQコミュニケーションズ	

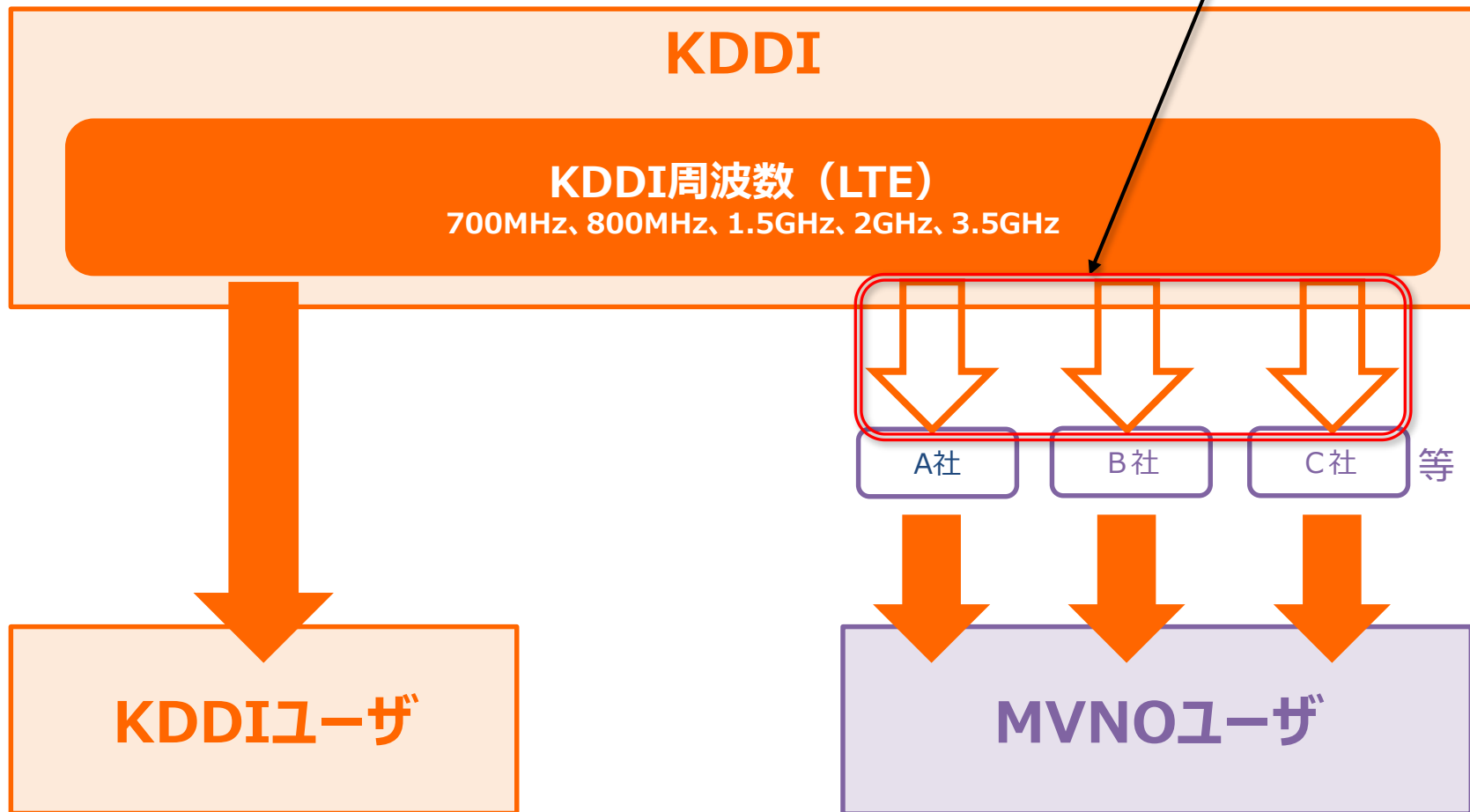
○ 地域BWA事業者

	特定移動端末数シェア
ベイ・コミュニケーションズ	
愛媛CATV	
ケーブルテレビ佐伯	
阪神ケーブルエンジニアリング	
今治シーエーティービー	
ケーブルメディアワイワイ	
ZTV	
東京ケーブルネットワーク	
イツツ・コミュニケーションズ	
コミュニティネットワークセンター	

※¹ 携帯電話端末及びBWA端末(WiMAX2+、AXGPに限る)

※² 第二種指定電気通信設備を設置する事業者

接続約款に記載のデータ接続料
<帯域幅課金型レイヤ2接続>
85.8万円/10Mbps・月





接続約款に記載のデータ接続料
<帯域幅課金型レイヤ2接続>
94.9万円/10Mbps・月

